

領事窓口業務の一時的変更のお知らせ（4月8日）

当地における新型コロナウイルスの感染拡大を受けたスペイン政府による警戒事態宣言は、4月26日（日）午前0時まで再延長される見込みです。

一方、感染者数の増加が続いている現状において、当館領事窓口利用者の皆様の感染予防及び領事窓口機能を可能な限り継続するため、3月24日及び同31日にお知らせしました当館領事窓口の業務体制を、当面の間、以下のとおり継続させていただくことといたします。

在留邦人及び旅行者の皆様には、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 領事窓口時間（下記3をご参照ください。）

（平日）10：30～12：30

2 電話相談の時間

（平日）09：30～13：45，14：45～17：30

電話：+(34)-91-590-7600（代表）

※人命に関わる場合、その他コロナウイルスの感染に関する連絡等は、いつでもお電話ください。

※旅券・証明・査証等の領事手続きに関するご相談は、できるだけ以下のメールアドレス宛てにご連絡くださいますようお願いいたします（回答の際に必要となりますので、メールには「氏名（漢字とローマ字）、住所（都市名）、電話番号」の記載をお願いします。）。

【領事部メールアドレス】：consulado@md.mofa.go.jp

3 各種申請手続の予約制の導入

領事窓口における感染防止策として、待合室内でお待ちになることがないように、各種申請手続は予約制とさせていただきます。申請前に、お電話又はメールにて予約をお取りくださるようご協力をお願いいたします。

なお、遠隔地にお住まいの方等で窓口時間帯の来館が難しい方につきましては、ご相談ください。

4 大使館からのお願い

(1) お急ぎでない手続については、時期をずらして申請されるなど、ご協力をお願いします。

(2) 体調のすぐれない方におかれましては、体調が回復された後にご来館いただけますようお願いいたします。